

障害者週間

12月3日～9日

ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市
障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして

障害者週間は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。この週間をきっかけに、家庭・職場・地域から障害者福祉についての理解を深めてくださるようお願いいたします。

本市では、障がい者、障がい児が自宅や施設で安心した生活がおくれるように、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス・地域生活支援事業を実施しています。今回、その概要を紹介します。



障害福祉サービス

- 介護給付
 - ①居宅介護 自宅での身体介護、家事援助などのサービスを提供
 - ②重度訪問介護 重度の肢体不自由児であり、常に介護を必要とする者に、自宅での身体介護、家事援助、外出時の移動支援などのサービスを提供
 - ③行動援護 自己判断能力が制限されている者が行動する際に、危険を回避するための援護や外出時の支援サービスを提供
 - ④重度障害者等包括支援 介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供
 - ⑤児童デイサービス 障がい児に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供
 - ⑥短期入所 自宅で障がい者・障がい児を介護する方が病気などで介護できないときに、短期間、夜間も含め施設で障がい者・障がい児に、身体介護や食事介護などのサービスを提供
 - ⑦生活介護 常に介護を必要とする者に、昼間、施設において身体

- 介護、食事介護を行うとともに創作活動などの機会を提供
- ※その他、⑧療養介護⑨障害者施設における支援⑩共同生活介護などのサービスを提供
- 訓練等給付
 - ①自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活又は社会生活ができるようにするため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を施設で行う。
 - ②就労移行支援 一般企業などへの就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。
 - ③就労継続支援 一般企業などへの就労が難しい者に、働く場を提供し、知識及び能力向上のための訓練を行う。
 - ④共同生活支援（グループホーム） 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

- ②日中一時支援事業 障がい者・障がい児を一時的に預かり、その者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための訓練などを行う。
- ③障害児タイムケア事業 特別支援学校など下校後の居場所を確保し、障がい児の社会性を育成するとともに、家族の休息と就労を支援する。
- ④更生訓練費給付事業 自立訓練、就労移行支援のサービスを受けている者に、訓練・通所のための経費を支給する。

※利用の手続き

このようなサービスを利用するためには、福祉課窓口でご希望のサービス・事業について事前にご相談ください。新規申請後、障害程度区分の認定、利用者負担額、サービス量を決定します。詳細については、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
福祉課支援給付係
☎876-12334
内線(0561-3562)

地域生活支援事業

- ①移動支援事業 社会生活上、余暇活動、通所・通学のための移動支援を行う。

- 【乳がん検診】
○マンモグラフィ検査のみ
宮城クリニック
☎878-33311
○視触診・マンモグラフィ検査
Dr.久高のマンマクリニック
☎988-4141
○視触診のみ
末吉胃腸科外科医院
☎878-2271
関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。
※予約の際には、再度ご確認の上、ご予約をお願いいたします。

※乳がん検診は、視触診・マンモグラフィの両方を必ず受診してください。
◆子宮がん・乳がん検診受診料の助成金支払いについて
クーポン券対象の方で送付以前に、すでに受診した方へ返還いたします。対象者には文書を送付しますので早めに手続きをお願いします。なお、人間ドックや他の医療機関で受診した方については、把握ができないため、お手数ですが、市保健相談センターまでご連絡ください。
申請期間 平成22年2月末日まで

パート1	対象月齢	実施日時	内容	定員
1～4か月児	1/15(金)	午後1時～午後1時半	*赤ちゃんの体重測定*保育の情報交換*保健師講話(一赤ちゃんレポートを受け止めよう)	20組

パート2	対象月齢	実施日時	内容	定員
12/8(火)	1/15(金)	午後1時～午後1時半	*赤ちゃんの体重測定*保育の情報交換*保健師講話(一赤ちゃんレポートを受け止めよう)	20組

■新生児訪問
お母様方へ、出産後退院され戸惑うことも多いと思います。一人で悩まないでご連絡ください。
助産師や保健師が訪問して赤ちゃんの体重測定・おっぱいの状態・母子保健事業の紹介等行っています。
対象者 新生児・2か月未満の乳児と母親
料金 無料
※赤ちゃんが生まれたら、母子手帳の後ろについているハガキ(ピンクか白)を早めにご送ってください。ハガキを送る際は、あなたの個人情報を守るために封書での投函または個人情報保護シールをご利用ください。もしくは、出生届け手続き時に一緒に提出させていただきます。

パート2	対象月齢	実施日時	内容	定員
4～11か月児	1/8(金)	午後1時～午後1時半	離乳食の調理実習「各時期のかたさや味など実際に確認しましょう」 実習費300円	20組

■マタニティスクールの案内
赤ちゃんと生まれたら、母子手帳の後ろについているハガキ(ピンクか白)を早めにご送ってください。ハガキを送る際は、あなたの個人情報を守るために封書での投函または個人情報保護シールをご利用ください。もしくは、出生届け手続き時に一緒に提出させていただきます。

＜健康シリーズ＞143
～乳幼児健診は子育てを応援するための健診です～
乳幼児健診は、親子が健康でいられるように子育てを応援するために行われています。市では、乳幼児期(3～4か月・9～10か月)、1歳6か月と3歳6か月の健診を公費で行っており、医師による診察をはじめ、保健師・栄養士・臨床心理士・歯科医師・歯科衛生士など複数の専門家が関わっています。
乳幼児健診では、身長・体重・頭囲・胸囲の計測で発育面、首のすわり・おすわり・歩行の様子で運動面の発達を診ています。また、目や耳の検査等で身体機能発達を、保護者の方からの聞き取りや積み木を使った課題で認知、言語理解、情緒面の発達を確認します。
子供の発育や発達には個人差がありますが、健診は、お子様が健やかに育っているかどうか総合的に診る良い機会です。健診の月齢や年齢は、子供の成長発達をみる上で大切な時期を選び、ご案内の通知を送付しています。
健診後もフォロー体制が整っており、例えば、精密検査が必要な場合には指定医療機関で初回の検査を公費で受けることができます。
これまで「病気の早期発見」の健診を実施していましたが、それに加え核家族化・少子化傾向が進んだ状況をふまえ、「子供の育てにくさ」等の育児不安に対して個々の家庭や子供にあった相談や助言を行っています。健診は医師の診察を受けるだけでなく、子供の発達や育児上の悩み等を相談できる機会にもなりますので、ぜひご利用ください。
また、乳幼児健診(9～10か月)では、ブックスタート事業による本の贈呈を行っています。「絵本」を介し、お子様と肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わせてみませんか?ご参加をお待ちしています。
乳幼児健診で育児に関する心配事を解消する機会として利用することをお勧めします。
*健診予定日のご都合が悪い場合は市保健相談センターまでお問い合わせください。

